

ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり

かすみがうら社協だより



第47号

kasumigaura welfare information

平成28年5月18日発行

社協(しゃきょう)は、社会福祉協議会の略称です。



Contents ～もくじ～

表紙 手をつなぐ育成会いちご狩り

4・5 家計相談支援事業

7 義援金のお知らせ

2・3 平成28年度事業計画・収支予算

6 地域活動支援センター

8 善意銀行・よてい



「社協だより」は、皆さまからの社協会費により、発行しています。記事に関するご意見ご感想をお寄せください 

平成28年度 事業計画 収支予算

●●●基本方針●●●

現在、少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤独死や自殺、ひきこもり等の社会的孤独の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪徳商法、権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し、広がっています。

このような状況において、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社会福祉協議会としては、こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め、「ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり」を本協議会の基本理念として、その解決に向けた取り組みを図ることを目指しております。

基本目標1

人を育み支え合い ふれあいのある まちづくり

- 地域のネットワークづくりの推進
- 地域ケアシステム推進事業
- 地区社協事業活動の強化
- 生きがい対策事業の推進
- 福祉体験活動の推進
- ボランティアセンターの推進
- 災害ボランティアセンターの推進

基本目標2

生活圏に密着したサービス及 び支援体制づくり

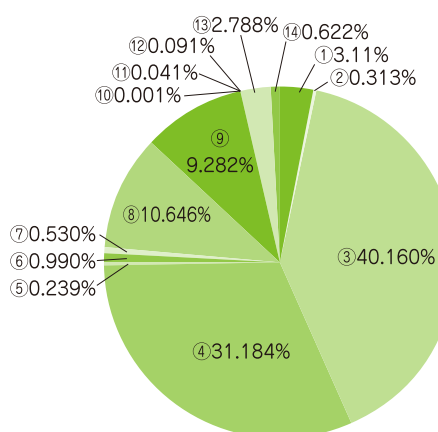
- 業務体制の再構築・効率化
- 在宅福祉サービスの推進
- 介護保険サービスの推進
- 障害者総合支援
- 総合相談機能の強化

基本目標3

社会福祉協議会発展強化の ための基盤づくり

- 地域福祉活動の財源確保
- 地区社協組織の充実
- 広報啓発活動の充実強化
- 社協職員の資質向上及び専門
職員の育成

収入の部



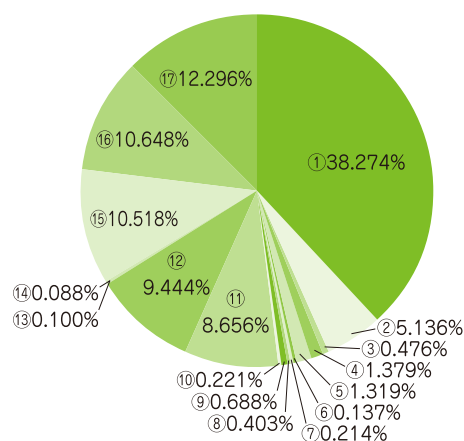
(単位:円)

項 目	予算額
① 会費収入	5,208,000
② 寄付金収入	523,000
③ 経常経費補助金収入	67,202,000
④ 受託金収入	52,183,000
⑤ 貸付事業収入	400,000
⑥ 事業収入	1,656,000
⑦ 負担金収入	887,000
⑧ 介護保険事業収入	17,815,000
⑨ 障害福祉サービス等事業収入	15,533,000
⑩ 受取利息配当金収入	2,000
⑪ その他の収入	69,000
⑫ 積立資産取崩収入	153,000
⑬ サービス区分間繰入金収入	4,666,000
⑭ 前期末支払資金残高	1,040,000
合 計	167,337,000

予算総額：167,337,000円

(単位:円)

項 目	予算額
① 法人運営事業	64,047,000
② 共同募金配分金事業	8,594,000
③ ボランティアセンター事業	796,000
④ 地区社協育成事業	2,308,000
⑤ 福祉啓発推進事業	2,208,000
⑥ 食の自立支援事業	230,000
⑦ 生活福祉資金貸付事業	358,000
⑧ 善意銀行事業	675,000
⑨ 小口貸付資金貸付事業	1,152,000
⑩ 日常生活自立支援事業	370,000
⑪ 地域ケアシステム推進事業	14,485,000
⑫ 地域活動支援センター事業	15,804,000
⑬ 子どもヘルパー派遣事業	168,000
⑭ いばらきねりんスポーツ事業	148,000
⑮ 生活困窮者自立支援事業	17,600,000
⑯ 居宅介護支援事業	17,818,000
⑰ やまゆり館指定管理事業	20,576,000
合 計	167,337,000



支出の部

安心・安全に生活していくために

- 心配ごと相談所の運営
- 地域ケアシステム推進事業の実施(市受託)
- 被災した世帯へのお見舞い金の支給
- 善意銀行の運営
- ひきこもり当事者・家族のためのサロン
「フリースペースフラット」の運営と個別相談の実施
- 行旅病人等への一時援護
- 歳末たすけあい義援金の配布
- 自立相談支援事業の実施(市受託)
- 家計相談支援事業の実施(市委託) **新規**

ボランティア活動の窓口として(ボランティアセンター)

- ボランティアに関する相談・紹介・登録
- ボランティア保険の受付
- ボランティア養成講座の開催
 - ・レクリエーション講座 **新規**
 - ・子育てボランティア講座 **新規**
 - ・ブレインジム講座
 - ・朗読講座
- ボランティア教材の貸出
- ボランティア団体、協力校への援助協力
- ボランティア連絡協議会への活動支援と協力

児童・青少年の健全育成と子育て支援ために

- おもちゃ図書館「ひよっこ」の運営
- 子どもヘルパー派遣事業の実施
- 福祉体験用具の整備(インスタントシニア体験)
- 福祉体験教室の実施
- 小中学校での福祉体験学習の実施
- 母子父子家庭への援助(入学祝い品の配布)
- 子育て支援コンサート、七夕まつりの実施
- 母子寡婦福祉会への活動支援と協力

たくさんの方に福祉活動を知っていただくために

- 広報紙『社協だより』の発行
- ホームページの充実
- 茨城県社会福祉大会への参加
- かすみがうらマラソン
兼国際盲人マラソンかすみがうら大会への協力

共同募金会かすみがうら市支会として

- 赤い羽根共同募金運動
- 歳末たすけあい基金
- 災害支援募金活動



高齢の方や障がいのある方のために

- 日常生活自立支援事業の実施(県社協受託)
- 「食」の自立支援事業(市受託)
- 市敬老式典への支援と協力
- いばらきねりんスポーツ大会予選会の開催
- いばらきねりんスポーツ大会への参加
- 福祉車両(車いすを乗せることのできる車)の貸出事業
- 福祉用具(車いす・介護用ベッド)の貸出事業
- 在宅障がい児者歳末お楽しみ会の開催
- 盲導犬等利用者への支援
- ゆうあいスポーツ大会参加への支援と協力
- 地域活動支援センターの運営(市受託)
- 介護保険事業:居宅介護支援事業所の運営
- 老人クラブ連合会への活動支援と協力
- 手をつなぐ育成会への活動支援と協力

福祉還元リサイクル促進事業

- エコキャップ推進事業
- 入れ歯回収事業

地域の活動を活発にするために

- 社協会員の加入促進
- ネットワークいきいきサロン活動補助金の交付
- コミュニティづくりのための備品の貸出(無料)

見やすい**大型カルタ**や**室内用グラウンドゴルフセット**、**大型輪投げ**、**魚釣りゲーム**などを貸し出し可能。



サロンや地区のレクリエーションなどでご利用ください。**要予約**

- 地区社会福祉協議会(小学校区毎)への活動支援と協力
- 地域福祉センターやまゆり館の運営(指定管理)

日本赤十字社かすみがうら市地区として

- 赤十字社員啓発運動
- 災害救護活動
- 救急法講習の開催
- 災害救援物資の配布



各種貸付事業

- 生活福祉資金貸付事業(県社協受託)
- 小口貸付資金貸付事業

生活困窮者自立支援 家計相談支援事業スタート

かすみがうら市
受 託 事 業

社会福祉協議会では生活困窮者自立相談支援事業の窓口となり、4月から新たに家計相談支援事業も実施しています。

【平成27年4月の社協だよりでお知らせした内容のおさらい】

生活困窮者自立支援制度とは、生活困窮者の自立支援に向けた新たな取り組みです。雇用や家族の在り方が大きく変わる中、非正規雇用や低所得世帯の増加など、生活困窮に至るリスクの高い人々や、働ける年齢層を含む生活保護受給者が増大しています。そのような中、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月1日に施行されました。



詳しく知ろう！ 家計相談支援事業

【生活困窮者自立支援制度における家計相談支援の必要性とは👉】

- ・生活困窮者の多くは家計に関わる問題を抱えており、自立相談支援事業による対応だけでは十分でない者が多い
- ・生活に必要な収入額を明らかにして就労支援を円滑にし、再び生活困窮状態になることを防いだりする観点からも、自ら家計管理が出来るようになることを支援する家計相談支援事業の必要性は極めて大きい



【家計の状況から見た家計相談支援の必要性とは👉】

- ・不安定な雇用環境や給与の減少
- ・個人住民税や保険料等の滞納
- ・生活費等を確保することが困難な生活困窮者
- ・就労支援などの収入の拡大に向けた支援だけではなく、家計管理に向けた支援や税や保険料等の減免申請等へのつなぎなど



【家計相談支援事業の対象者とは👉】

- ・多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
- ・債務整理を法律専門家に依頼した直後や債務整理途上の人
- ・収入よりも生活費が多くお金が不足しがちで、借金に頼っている人
- ・収入が少なかったり波があったりするが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人
- ・家族で家計について話したことがなく、それぞれが勝手にお金を使っている人
- ・カードに頼って生活や買い物をして、いくら借金があるのか把握していない人
- ・収入はあるが、家賃をはじめ、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料などの滞納を抱えて、税金などを延滞している人
- ・就労先が決まったが、収入が得られるまで時間がかかり、生活資金の貸付けを予定している人
- ・児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく2～4ヵ月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい人

家計相談支援事業の業務の流れ

相談者自身、課題が見えるようになるための支援

- ①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握
※アセスメントの実施と家計表を用いた家計の実態把握



ともに目標を設定し、家計の再生に向けて 歩き出すための支援

- ②家計再生プランの作成と各種制度利用に向けた支援
※具体的な目標となる家計計画表やキャッシュフロー表を活用し、
具体的な支援内容を提案



相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

- ③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援
※目標通りに家計管理が出来ているかを確認し、必要な支援を実施



早期の生活再生



「家計管理」

家計の現状を理解し、
将来の生活の見通しを
踏まえて家計の方針を
立てたうえで、毎月
(あるいは毎週、毎日)
の収支を管理していく
こと。

「出納管理」

家計の方針に基づい
た毎月の支出の管理を
行いやすいよう、例え
ば1週間分の生活費を
あらかじめ封筒に小分
けにしておくなど、日
常の生活費を管理する
こと。

また、必要に応じて
レシートの内容を点検
するなど、相談者とと
もに、支出の内容を把
握する。

家計相談支援員はどんな人？

家計管理に関する支援業務の具体的な内容は、家計管理能力を高めるため、家計表や
キャッシュフロー表等の活用や出納管理の支援を行い、家計収支の均衡を図る。
家計相談支援員は、専門的な知識・技術を活かして支援を一体的・総合的かつ継続的に
実施し、相談支援及び家計管理に関わる知識・技術、社会保障制度や金融に関わる
知識を有している相談員が対応します。



社会福祉協議会では、平成28年4月1日から、
専門の家計相談支援員を配置しました。

生活自立相談支援窓口専用ダイヤル

☎029-879-9155

社会福祉協議会は市から委託を受けて地域活動支援センターⅢ型を運営しています

知ってる？地域活動支援センター

【地域活動支援センターとは？】

地域活動支援センターとは、地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、通所にて創造的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効率的に行う施設です。

【利用対象者は？】

利用者は、地域と交流し、自立等を目指すため、創造的活動や生産活動に取り組む必要があると市町村が認めた障がいのある方等です。

【参考までに予備知識！】

地域活動支援センターは3種類に分かれています。

地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域の住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がいのある方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを通じ、自立等を高める事業を実施
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある方のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上あたって安定的な運営が図られている小規模作業所の支援を充実させるための事業を実施



かすみがうら市社会福祉協議会の地域活動支援センターⅢ型では、さまざまなイベントを企画しています。3月は、かみね動物園への遠足（日立市）。4月は市内でお花見を実施しました。



あじさい館受付窓口では、廃油石鰯・編み籠・焼き物・EMぼかしの販売を行っております。平日10時～14時。5月～ゴーヤの苗も販売中。ぜひご利用ください。

日常生活自立支援事業

認知症の高齢者や知的または精神的に障がいのある方で、判断能力が不十分、かつ親族等の援助が得られない方に対して下記のサービスを行い、専門員や生活支援員が日常生活を支援する事業です。

支援の内容 ☆福祉サービスの利用援助
☆書類等の預かりサービス

☆日常的な金銭管理サービス

支援の方法

☆利用方法☆ 利用者の事情を伺いながら、訪問調査など経て、支援計画を作成し契約を締結したのち、生活支援員をお宅に派遣して支援サービスを行います。

☆利用料☆ ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス
(1時間あたり 1,100 円)
・書類預かりサービス (保管料 1 ヶ月あたり 500 円)



平成 28 年熊本地震義援金のお知らせ

日本赤十字社茨城県支部からのお知らせ
義援金名称「平成28年熊本地震災害義援金」

義援金は、社会福祉協議会で受付しております。

【郵便振替ご利用の場合】

◇ゆうちょ銀行 □座記号番号 00130-4-265072

名義 日赤平成28年熊本地震災害義援金

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口で取り扱いの場合、振替手数料は免除になります。

【金融機関ご利用の場合】

◇筑波銀行 県庁支店 普通 1141543

◇茨城県信用組合 県庁前支店 普通 7552761

◇常陽銀行 本店営業部 普通 89731

いずれも、日本赤十字社茨城県支部 支部長 橋本昌
※振込み依頼書備考欄に「平成28年熊本地震災害義援金」と明記してください。

※銀行窓口は、手数料なし。ATMはかかります。

茨城県共同募金会からのお知らせ
義援金名称「平成28年熊本地震義援金」

義援金は、社会福祉協議会で受付しております。

【郵便振替ご利用の場合】

◇ゆうちょ銀行 □座記号番号 00950-2-174321

名義 熊本県共同募金会熊本地震義援金

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口で取り扱いの場合、振替手数料は免除になります。

【県共同募金会へ送金場合】

◇常陽銀行 本店 普通 3751704

◇筑波銀行 県庁支店 普通 1141536

いずれも、社会福祉法人茨城県共同募金会熊本地震援護金

※銀行窓口は、手数料なし。ATMはかかります。

セキスイ製 ポータブルトイレ
無償交換のお知らせ

お問合せ 積水化学工業株式会社 ポータブルトイレ回収窓口

SEKISUI 0120-011-578 (無料)

【製造・販売元】
積水ライフテック (株)

所在地 〒105-8450 東京都港区虎ノ門2-3-17

対象製品確認方法

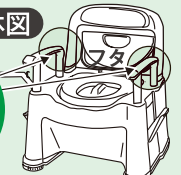
ひじ掛けと
背もたれに
すき間が
あります

横から見た図



立体図

すき間が
約10cm
あり



【受付時間】9:00～19:00 ※土、日、祝日、年末年始を除く

FAX 0120-231-756 (無料)
E-mail products_i@sekisui.com

「住所、氏名、電話番号」を
書いて送信してください。

※お客様からご提供いただきました個人情報は本件の対応以外には使用いたしません。

善意銀行

みなさまからお寄せいただいた善意のころをご紹介します。

お寄せいただいた善意は、ご寄付の趣旨に沿ってかすみがうら市の地域福祉向上のために活用させていただきます。(寄付金は、所得税法上の寄付金控除が受けられます。)

平成27年11月26日～平成28年4月7日 順不同・敬称略

預託金

● かすみがうら市立佐賀小学校	1,220円
● お食事処 梅澤	9,428円
● 宗教法人 真如苑長禅寺	200,000円
● 千代田地区ボランティア	5,000円
● 戸田 廣	61,416円
● 土浦地域労働者福祉協議会	100,000円
● 土浦北ライオンズクラブ	100,000円
会長 森井政行	
● 霞ヶ浦地区退職校長会	8,496円
● 匿名	50,000円
● 匿名	30,000円
● 匿名	9,519円

預託品

● 水戸ヤクルト販売(株)	レクリエーションセット
● いきいき7	打ち直し布団(福祉施設へ)
● 匿名	使用済みテレホンカード

古切手

● 待山健	● 土田ウダ
● 平成ポリマー	● シティーナ神立
● かすみがうら市立下大津小学校	

他多くの皆さまにご協力いただいております。



土浦地域労働者福祉協議会



土浦北ライオンズクラブ

表紙の写真について

土浦地域労働者福祉協議会様より、手をつなぐ育成会のレクリエーションのために指定寄付をいただきました。

この寄付によって、3月12日に親子でいちご狩り交流事業を実施することができました。ありがとうございました。



障がいのある子もいない子も一緒にあそぼう おもちゃ図書館 ひよっこ

おもちゃ図書館は、障がいの有無の枠を越えて、ともに遊び交流し育ちあう場として開催しています。



毎週木曜日
9:30～11:30
やまゆり館
対象:未就学児
必ず保護者同伴でご利用ください。

ひきこもりサロン フリースペース フラット

あじさい館
ひきこもりがち 6月 25日(土)
な方とその家 7月 23日(土)
族のための集いの場です。

時間 13:30～16:00
場所 あじさい館 講座室
フラット、お立ち寄りください

ちょっと悩みを聞いてほしい時は 心配ごと相談

	女性の家	あじさい館
6月	8日(水)	22日(水)
7月	13日(水)	27日(水)

※電話での相談は受けておりません

時間(受付) 13:30～15:00
相談終了15:30

予約不要 直接お越しください

専門家の意見が聞いてみたい時は なんでもかんでも相談

	心理・精神	やまゆり館
6月	18日(土)	
7月	16日(土)	

法律・医療 6月 18日(土)

保育・障がい 7月 16日(土)

の専門相談員が応じます。

法律は要予約

時間 13:30～16:30

法律相談は要予約! 029-898-2527

子育ての悩み 発育の悩み、保育士さんに 聞いてみたいときは 子育て相談

	やまゆり館
6月	14日(火)、28日(火)
7月	12日(火)、26日(火)

時間 9:30～11:00
14:00～16:00

要予約! 029-832-5601

熊本県・大分県におけるボランティア活動には、ボランティア活動保険への加入をお勧めします。
加入は、被災地の社会福祉協議会もしくはかすみがうら市社会福祉協議会でも可能です。